

十 十 三 二	十 十 一	九 八 七 六 五 四	用 等 行 方 法				
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	発 行 行 価 格 日	振 替 額 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金	發 行 行 金	募 入 決 定 の	方 法 の

り 払 募 ()
算 込 入 別
出 金 決 表
し 額 定 の
た に の と
金 加 通 お
額 え 知 り
を 、 を)
払 次 受
込 の け
期 算 た
日 式 者
に に は
払 よ 、

出 百 発 平 す 額 の 振
し 円 行 成 る の 記 替
た に 対 二 。 整 載 法
金 つ 象 十 数 又 の
額 き 国 八 倍 は 規
、 債 年 の 記 定
次 ご 十 金 錄 に
の と 一 額 は よ
算 に 月 に る
式 、 二 よ 最 振
に 額 十 る 低 替
よ 面 五 も 額 口
り 金 日 の 面 座
算 額 と 金 簿

五 二 五 額 割 さ 各 札 じ る 利 振 の 律 (平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号)
万 万 千 内 面 り い 申 に 。 数 利 回 替 適 下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定
円 七 六 訳 金 当 も 込 よ を 値 回 り 機 関 を 受 け
千 百 へ 額 て のみ 競 を り 格 関 を 受 け
円 九 別 で る か の 発 争 い に 差 は 日
十 表 四 。 ら う 行 に う 応 へ 日
五 の 千 そ ち 付 。 募 第 本 も の と し 、
億 と 九 の 利 し 次 し 十 銀 も の と し 、
四 お 百 応 回 行 に 者 号 と し 、
千 里 七 募 り わ お が に す 、
七 一 十 額 格 れ い 加 規 る
百 八 を 差 順 の 算 定 。 そ
八 億 は 八 億
十 円 と 小 入 同 す す

$$\frac{1}{100} \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{\text{表面利率} \times \text{残存年数}} \right) \times \text{残存年数}$$

二十一十八
二十十九十八

十 十 十
七 六 五

十四

払者入払元 利象各準入償償
込札場利 回国発と札還還
期參所金 り債行すの金期
日加支 の対る基額限

利子

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回は、平成二十
券業協会が発表した公社債店頭証
券八年十一月二十二日付で日本証
券売買参考統計値表に掲載された
平均値の単利利回り(平成二十九
年十月二十二日午前九時以降)とす
る。正規の単利利回りは、平成二十
八年十一月三十日正午までに該單利
利回りを算出したものである。
日本銀行は、平成二十九年十月三十
日正午までに該單利利回りを算出さ
れた場合に、(別表のとおり)額面金額
百円につき百円の銘柄毎の基準利回
は、平成二十一年十一月二十二日付
で日本証券業協会が発表した公
社債店頭証券の平均値の単利利回
り(平成二十九年十月二十二日午前
九時以降)とする。
財務大臣から通知を受けた者は、
平成二十八年十一月二十五日

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 面 行 金 額 (額)	利 利 六第十付 回三年国 百庫 三債 十券	利 利 三第十付 回三年国 百庫 三債 十券	利 利 二第十付 回三年国 百庫 三債 十券	利 利 九第十付 回三年国 百庫 二債 十券	利 利 八第十付 回三年国 百庫 二債 十券	利 利 五第十付 回三年国 百庫 二債 十券	利 利 一第十付 回三年国 百庫 二債 十券	利 利 回第十付 ~三年国 百庫 二十債 九券	利 利 回第十付 ~三年国 百庫 十九債 券
○ · 五 %	○ · 六 %	○ · 六 %	○ · 八 %	○ · 六 %	○ · 八 %	○ · 八 %	○ · 六 %	○ · 六 %	○ · 八 %	○ · 八 %	○ · 一 %	○ · 一 %
十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 三成 月三 二十 十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 六成 月三 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十四	日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四	日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三
円百 四 十 三 億	十三 億 円	億四 円百 九 十七	億八 円百 六 十一	五 億 円	二百 億 円	二 十一 億 円	億三 円百 三 十五	十五 億 円	十五 億 円	十五 億 円	十五 億 円	十五 億 円

利 第二付 七十国 十年庫 七債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 六債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 五債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 七債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 三債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 二債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 一債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 回債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 九債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 八債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 六債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 五債 回券)	利 八第十付 回三年國 百庫 三十債券)
二 · ○ %	一 · 一 %	二 · ○ %	二 · 一 %	二 · 二 %	二 · 四 %	二 · 一 %	二 · 二 %	一 · 八 %	一 · 九 %	一 · 四 %	○ · 四 %	
日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十一 二十六	十年平 日十成 月三 月十 二六	日年平 九成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 日十成 月三 二十一 二五	日年平 日十成 月三 月十 二十五	日年平 三成 月三 二十 十七	
二十五 億 円	四十七 億 円	二百三 億 円	九十六 億 円	円百九十一 億	十億 円	十億 円	四十億 円	二十五億 円	十億 円	十二億 円	円百四十五 億	

利 第二付 九十国 十年庫 八~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 五~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 四~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 三~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 二~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 一~債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 回~債 券	利 第二付 八十国 十年庫 九~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 八~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 七~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 六~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 五~債 回券
二 · 一 %	二 · 三 %	二 · 一 ○ %	二 · 一 ○ %	二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 二 %	二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 三 %	二 · 一 %	
日年平 九成 月三 二十 十九	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 二三 月十 二八	日年平 九成 月三 二十 十八	日年平 九成 月三 二十 十八	日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八
百 十六 億 円	四十 五 億 円	七 十八 億 円	十九 億 円	五百 五 億 円	一 億 円	九 億 円	円百 五十 九 億	億三 円百 七 十五	二十 億 円	八 億 円	九 十一 億 円

～～利 第三付 五十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第三付 四十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第三付 二十国 回年庫 ～～債 券	～～利 回第二付 ～百十国 二年庫 十～債 九　　券	～～利 回第二付 ～百十国 二年庫 十～債 五　　券	～～利 第二付 百十国 十年庫 七～債 回　　券	～～利 第二付 百十国 十年庫 五～債 回　　券	～～利 第二付 百十国 三年庫 回～債 ～　　券
二 ・ 二 %	二 ・ 九 %	二 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %
日年平 五成 月四 二十 十三	十年平 日十成 一四 月十 二二	日年平 二成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十二	日年平 十年平 日十成 二四 月十 二一	六平 月成 二四 十 日年
円百 三十七 億 円	二 十六 億 円	三 十 億 円	八 億 円	四 百 二 億 円	五 億 円	三 十五 億 円	五 億 円